

公告第 16 号 公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8年 8月 7日

兵庫県阪神南県民センター長
(西宮県税事務所) 印

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	所在不明前の住所
地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法第54条	助田 航平	